

白根報

人口のうごき

(5月1日現在)	(4月中)
人口・33,403	出生・60
男・16,032	死亡・25
女・17,371	転入・149
世帯・6,544	転出・269

消防業務を共同処理

スタートは七月一日

三カ村で組合を結成

白根地区広域行政研究協議会(会長吉沢白根市長、関係市村白根市、中之口村、味方村および月瀧村)は、四月二十五日、白根市役所で会議を開き、一市三村で広域消防業務を推進するために「白根市ほか三村消防事務組合」を結成して、七月一日から発足させる「実施計画案」を決めた。六月中に関係市村の協議で、「消防事務組合規約」を議決してから、組合設置について県知事の認可を受け、スタートすることになり、カット写真は新しい消防庁舎。



近ごろの危険物品の普及や産業の高度の発展に伴って、火災は年々多発大型化の傾向にあります。また、社会情勢の変動によって消防団員の不在、非常時に際しての必要団員の確保もできない状態が慢性化しつつあります。とくに、常備消防施設のない中之口川対岸三村では、このままでは村民の生命、財産の保護、災害防ぎよ態勢の確立は望めない心配がでてきました。そこで、共同の力で火災その他の災害や、救急事故などを処理する消防の広域化が社会的要請となってきたわけです。

消防業務の広域化、共同化の話は、数年前に対岸三村から、相談が持ちかけられていて、これまで事務段階や、市長の間に、研究討議されてきたもので、こんど、いよいよ、具体化され設置の運びとなったものです。

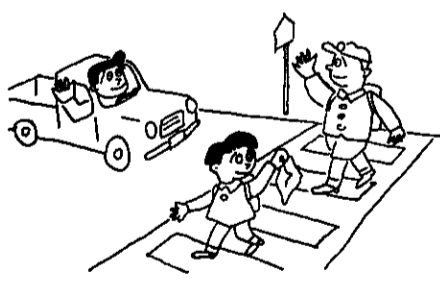
中之口村六分地内に出張所をつくる

白根地区広域行政研究協議会で決定した「組合方式」による

消防強化実施計画によりまず①火災、災害時の早期出動態勢を確立し、火災時には通報があつてから、地区区域内の現場へはおそくとも八分以内の現場へは到着し放水する。また救急車の出動要請に迅速な対応の消防本部と署は、当面、現在の白根市消防署の庁舎をそのまま借用する。中之口村六分地内に出張所を置く。消防車は、消防力の基準からすると六台必要とするが、当分の間は四台とし、署に三台、出張所に一台配置する。現在の白根市消防署の人員は、署長以下二十二名であるが、十一名増員して三十三名で業務を行ない、出張所へは七人配置する。また消防諸業務をより的確に効率的に処理することをねらいとしていきます。

歩行者の事故〇を目ざし 春の交通安全運動始まる

十一日から二十日までの十日間、全国いっせいに春の交通安全運動が実施されます。ことしは十一年ぶりにおとすれ、三日続きの連休が今月の初めにあり、しかも好天にめぐまれて、人も車もどきどきと波打ったところ、この三日間で県内におきた交通事故は七十七件、負傷者百三人、死者八人とこれまでの最高でした。



今回実施される交通安全運動は、歩行者の交通事故ゼロをめざして、正しい交通ルールの実践を重点目標としており、次の三点が目標の柱になっています。

- (1)歩行者の正しい横断の励行と、横断歩道における歩行者保護の徹底。
- (2)子どもと老人の交通安全の確保。
- (3)飲酒運転の追放。

市と市交通対策協議会はこの目標を達成するため、具体的に次のように市民の皆さんの協力を呼びかけています。

- 車の直前直後の横断や、車道へのとび出しは絶対に行わない。
- 横断歩道のあるところは必ず横断歩道をわたる。

。自転車は横に並んで走らず必ず左端を統一列で走る。

標語を募集

この交通安全運動の一環として、市交通対策協議会は「交通安全の標語」を次の要領で募集することにしました。ふるって応募ください。

- △応募資格 市民であればどなたでも応募できます。
- △応募作品 作品内容は交通安全に関するもので、ひとり一標語とする。作品には住所(児童生徒は学校名、学年)と氏名を明記してください。
- △応募期限 五月三十一日。
- △応募先 市役所市民課交通対策係。
- △入選発表 六月二十日、直接本人に通知します。
- △表彰 小学校、中学校、一般の各部門に、それぞれ十名ずつ選り記念品を贈ります。
- △その他 ①応募作品は返しません ②入選作品は交通安全のPRなどに使います。

福祉を受けている皆さんへ

ことしも福祉年金の「所得状況届け」を出していただく時期になりました。いま市民課と各駐在室でこの届け出を受け付けていますので、五月期の支払いを受けられたかから年金証書を持ってお出しかけてください。この届けは、ことしの五月分から来年の四月分までの、老齢、障害、母子の各福祉年金を決めるたいせつな届けですから、五月中には必ず届け出をしてくださいます。この届け出をしないとせっかくの年金がもらえなくなる場合があります。

茨會根にも共同選果場

千三百万円の工費で

きよ年から実施されている市の構造改善事業は、ことしその二年目を迎え、茨會根地区に果樹の選果場が作られることになりました。同地区は昔から果樹の栽培が盛んな地域で、総農家三百六十戸のうち約七〇割にあたる二百六十戸が、もも、なし、りんご、ぶどうなどを栽培しています。近年の道路交通条件の整備と、新潟中央卸売市場を始め、地方市場の整備に伴う取り引き量の拡大に

この選果場は、一昨年農村近代化事業の一環として、大郷地区に完成したものに次いで市内にふたつ目のもので、鋼構造一部二階建て、延べ五百三十平方メートル(百六十坪)の中に、重量選果機二台が備えられ包装、出荷まで全部こで行なわれます。

作付け転換者に奨励金

最近、米の需給は大幅に緩和し、今後相当量の生産過剰となる見込みです。そこで国は農家の自主的な作付け転換を促す策として、次のような方針を打ち出しこれに奨励金を交付することにしました。

まず、ここでいう作付け転換とは四十四年度に稲を作付けた水田に、四十四年度に代えて飼料作物や園芸作物、果樹などを作付けたことをいいます。四十四年二月から四十五年三月までに一枚の水田を単位として、作付け転換をした農家に奨励金を交付します。

具体的には次のとおりです。

- (1)地目変換を伴う農業基盤整備事業で水田が事業面積の半分以上
- (2)制度資金の貸し付けを受けて団体的な畜産導入に伴う飼料作物への転換
- (3)制度資金の貸し付けを受けて行なう団体的な大規模な新植、または野菜の新規作付け
- (4)制度資金の貸し付けを受けて行なう土地改良

大筋は以上ですが、それぞれ対象となる面積が制限されています。該当するかな、と思われた方は市農政課へ申し出てみてください。